

4月臨時議会の概要

4 月臨時議会を4月3日に開催しました。まず、市長から「控訴の提起について」の議案が提出され、提案説明の後、提出議案を地域福祉委員会に付託し、議案の審査を行いました。その後、地域福祉委員長から付託議案について審査結果の報告があり、討論を行った後、採決の結果、可決しました。

最後に、4月29日まで休会とすることを決定し、散会しました。

委員会での主な議案審査状況

地域福祉委員会



4月3日

議案第47号 控訴の提起について

生活保護の停止処分を違法とした判決に係る控訴の提起

【概要】 令和4年10月に本市を被告として提訴された生活保護処分取消等請求事件の訴訟について、令和6年3月21日に津地方裁判所にて判決が言い渡されたが、本市の主張が認められない内容であったため、控訴の提起を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。

質疑 今回の事案の詳細は。

答弁 今回の事案は、生活保護の実施要領に基づき特例的に認められる要件に合致していたため、自動車の保有・使用を認めていたが、本市では、その条件として、行先や使用日などを記録した運転記録表の提出を求めている。しかし、原告から記録表の提出を拒否されたため、社会福祉事務所内での手続きを経て、生活保護の停止処分に至った。原告は、この停止処分を不服として、本市を被告として処分取消の訴えを起こしたものの。

討論（要旨）

討論は、議案に対する賛否の態度、考え方を明らかにするものです（討論順）。

<議案第47号について>

諸派
（日本共産党）

石田 秀三 議員

議案第47号に反対

生活保護法第27条では、実施機関の指導・指示は、被保護者の自由を尊重し、必要最小限度であること、また、被保護者の意に反して強制し得るものと解釈してはならないこととされており、地裁判決はこれに沿う。



自由民主党
鈴鹿市議団

宮木 健 議員

議案第47号に賛成

保護に要する費用は税金であり、生活保護制度の基本原則を覆すことが許されるならば、制度の秩序が保てなくなる。受給者にも権利と義務があり、福祉事務所からの指導や指示に従う義務があると判断する。

